

金融検査・監督方針の転換とリレーションシップバンキング

新井大輔

〈抄録〉

この小論では、近年活発化している金融検査・監督方針の転換についての議論を検討する。現在、金融庁は、金融検査マニュアルに象徴される既存の検査・監督方針の抜本的な転換へと舵を切りつつある。そのことは、既存の検査・監督方針が地域金融機関におけるリレーションシップバンキングの取り組みを阻害しているということがいよいよ正面から問題にされるようになったことを意味している。

<目次>

はじめに

1. 金融庁の現状認識
2. 検査・監督の方針転換の内容
3. 検査・監督の方針転換をどう評価するか

おわりに

はじめに

現在、金融庁の検査・監督方針の抜本的転換についての議論が急ピッチで進められている¹⁾。この小論では、この方針転換についての議論の内容を紹介し、それが地域金融機関のリレーションシップバンキング（以下、リレバン）の機能強化、ひいては中小企業金融の円滑化にとって持つ意味を考察する。

一般に、リレバンとは、地域金融機関が、財

新井 大輔（あらい だいすけ）、名城大学経済学部准教授

- 1) 金融庁の検査・監督方針の抜本的転換についての議論が本格化したのは森長官（後述）が就任した2015年7月（平成27事務年度）からであり、2016年7月（平成28事務年度）に入って急速に具体化している。この小論で検討するのは主にこの時期の議論である。

しかしこれに先立って、金融庁は重要な改革を進めて来た。「平成25事務年度金融モニタリング基本方針」では、「金融検査に関する基本指針」や、「金融検査マニュアル」の改正を検討・実施していくことを明記し、一年間の検査予定件数を示す「検査基本計画」も廃止している（16頁）。なお、この時から用いられるようになった「金融モニタリング」という用語の意味するところは、オンサイトのモニタリング（立入り検査）とオフサイトのモニタリング（金融機関からの任意での資料提出やヒアリング）の両方を含むものである（本稿では、意味の明確な検査・監督という用語を用いる）。

さらに、翌年の「平成26事務年度金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）」においては、重点施策の一つとして「統合的リスク管理」を挙げ、それまでの検査の中心であった個別の資産査定を見直し、原則として金融機関の判断を尊重すると明記している（3-4頁）。こうしたことから、新聞では、金融庁がすでに個別の資産査定をやめ、マニュアル重視の行政から大きく舵を切っていると報じられている（『日経新聞』2016年8月2日付）。

筆者は、これらの取り組みを、森長官就任とそのもとでの検査・監督方針の抜本的転換を見越した「下準備」と位置付けている。

務指標など定型的な基準以外の様々な定性的情報を、顧客中小企業との密接な関係を通じて取得・活用する融資のことを指す²⁾。筆者はこれまで、リレバンが中小企業向け融資の本質的な要素だという考えのもと、信用金庫（以下、信金）がリレバンをどのように形成し、展開してきたのかを歴史的・制度的な視点から研究してきた。そこでは、1970年代以降、中小企業への貸出をめぐる都市銀行（以下、都銀）との競争が激化する中で、1999年に金融検査マニュアルが導入されたことによって、信金のリレバンが危機に陥ったという見解を述べている。

こうした観点から見れば、この間の金融庁の現状認識は問題を適確に捉えており、今回の金融検査・監督方針の見直しはリレバンの危機を打開する大きな可能性を持っていると言える。以下では、この間の金融庁における議論を参照しながら、その現状認識、見直しの方向性を明らかにする。またその上で、筆者の立場からその評価を行う。

1. 金融庁の現状認識

2016年8月、「金融モニタリング有識者会議」第1回会合において、森信親金融庁長官³⁾はこ

れまでの金融検査・監督のあり方を続けていくことの「弊害」⁴⁾に言及し、その抜本的な見直しを提起した⁵⁾。「弊害」とは、「形式への集中」、「過去への集中」、「部分への集中」であるとされ、それぞれの概略は以下のように説明されている。

「形式への集中」とは、例えば、検査をする側も受ける側も、借り手の事業内容の実質よりは担保・保証があるかどうかといった形式に着目してしまう、とか、顧客のニーズに本当に即したサービスを提供できているかどうかという実質よりはルール遵守の証跡づくりという形式に注力してしまう、とかいった傾向がこれにあたります。

また、過去への集中、とは、例えば、ビジネスモデルの持続可能性といった将来の問題よりはバランスシートに表現された過去の経営の結果をもっぱら議論する、とか、変化していく顧客のニーズの先取りよりは過去のコンプライアンス違反をもっぱら議論する、とかいったことです。

第3の、部分への集中、ですが、これは、例えば、金融機関の直面する様々なリスク全体の中で重要性に応じた対応を議論するのではなく、個別の資産査定にもっぱら

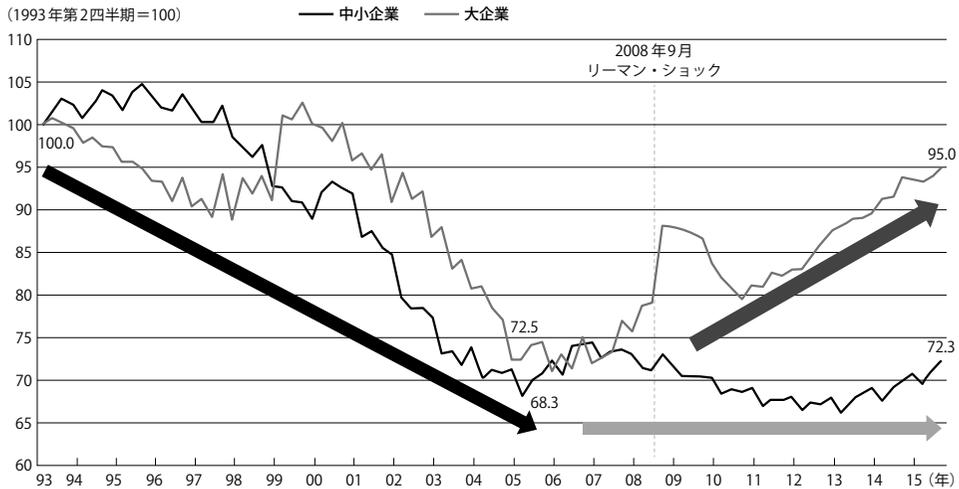
2) 金融庁はより広義に、定性的情報を活用した金融機関の「ビジネスモデル」を指してリレバンと呼んできた（金融審議会〔2003〕を参照）経緯があり、それ自体重要な論点ではあるが、本稿ではリレバンの定義の違いには立ち入らない。

3) 森信親氏が金融庁長官に就任したのは2015年7月（平成27事務年度）である。2006年に米国から帰国した際、金融庁による捜査機関さながらの検査に対して、当時の長官に改革を直訴し、検査・監督手法の見直しに関わった経歴を持つ（『日本経済新聞』2015年7月14日付）。

4) 金融庁は直近の各文書の中で「弊害」と同様の意味で「リスク」あるいは「副作用」という言葉を使っている。

5) 「金融モニタリング有識者会議第1回会合 森金融庁長官による問題提起」より。森長官は、この会議の設置の目的を、次のように語っている。「今回、皆様はこの有識者会議へのご参加をお願いいたしましたのは、基本理念から現場の基本動作に至る一貫性を持った新しいシステムを描くのを助けていただけないだろうか、という願いからです」（同、3頁）。

図1 企業規模別に見た金融機関からの貸出の推移



出所：『中小企業白書』（2016年版）273頁。

資料：日本銀行「金融経済月報」

注：1. 貸出には信託勘定、海外店勘定も含む。

2. 国内銀行のみを集計している。

3. グラフ内の数値は、それぞれ1993年第2四半期、2005年第2四半期、2015年第4四半期の数値を表している。

ソースを投入する、とか、個別の非違事例だけみて、その背後にある根本原因への対処に至らない、といったことです⁶⁾。

この3つの「弊害」が、主として中小企業向け融資の伸び悩みを念頭に語られていることは明らかである。『中小企業白書』（2016年版）によれば、バブル崩壊後の中小企業の国内銀行からの借入金、1993年第2四半期を100とすると、2005年第2四半期には68.3に落ち込み、リーマンショック後に大企業の借入金が大きく回復する中で、2015年第4四半期においても72.3にと

どまっている（図1）。

森長官によれば、上記の「弊害」に対処するため、金融庁は、2007年以降、「検査・監督の視点を広げるための努力をしてきた⁷⁾ものの、現状は「道半ば」であり、金融業界へもこうした考え方や取り組みは十分に浸透していない。つまり、約10年の間、金融検査・監督の「弊害」の防止・解消を目指し、その手法の見直しを続けてきたにもかかわらず、問題は解決することはなく、現在、いよいよその抜本的な見直しを迫られているというわけである。

2016年10月に公表された「平成28事務年度金

6) 同上、2頁。

7) 具体的には、個別資産査定は、金融機関の判断を極力尊重すること、担保・保証に過度に依存しない、事業をみた融資への転換促進、将来の課題を見据えた（フォワードルッキングな）問題提起と対話による自主改善、金融機関の優れた取組み（ベストプラクティス）の掘り起こしと情報提供、金融機関の顧客企業との対話による金融機関の課題の抽出（企業1000社ヒアリング）が挙げられている（同上、3頁）。

融行政方針」では、中小企業向け貸出の実態について、次のように述べられている。

「融資に関して、金融機関からは『融資可能な貸出先が少なく、厳しい金利競争を強いられている』との主張がなされている。他方で、昨事務年度（2015年7月－2016年6月一筆者）に実施した企業ヒアリングでは、顧客企業からは『金融機関は相変わらず担保・保証が無いと貸してくれない』との認識が示されるなど、金融機関と顧客企業との認識に大きな相違があることが明らかになった。

このように、金融機関と顧客企業双方の認識に相違が生じている背景には、金融機関が、企業の事業内容を深く理解することなく、『十分な担保・保証があるか』、『高い信用力があるか』等の企業の財務指標を中心とした定型的な融資基準により与信判断・融資実行をすることで、そうした基準に適う一部の企業に対して融資拡大への過当競争が行われているのではないかと、との指摘もある⁸⁾。

つまり、2003年以来今日まで、金融庁がリレバン（あるいは地域密着型金融）の機能強化に取り組んできたにもかかわらず、それとはまったく正反対の「財務指標を中心とした定型的な融資基準により与信判断・融資実行をすること」が蔓延していることが浮き彫りになったのである。

そのことはまた、「そうした基準に適う一部の企業」以外の企業の資金ニーズが十分に満た

されていないことを示唆している。そこで、今後、金融機関によるリレバンの取組みの現状を、資金を必要としているにもかかわらず融資を受けられていない企業の存在とセットで調査することとなった。金融庁は、「日本型金融排除」という新しい用語を用いて、次のように言う。

「担保・保証がなくても事業に将来性がある先、あるいは、足下の信用力は高くはないが地域になくてはならない先は地域に存在する。企業と日常から密に対話し、企業価値の向上に努めている金融機関は、地域の企業・産業の活性化に貢献するとともに、自らの顧客基盤の強化をも実現させていると考えられる。そこで、各金融機関の融資姿勢等について、金融機関と企業の双方からヒアリング等を通じて実態を把握する。具体的には、十分な担保・保証のある先や高い信用力のある先以外に対する金融機関の取組みが十分でないために、企業価値の向上が実現できず、金融機関自身もビジネスチャンスを逃している状況（『日本型金融排除』）が生じていないかについて、実態把握を行う⁹⁾。

「担保・保証」や「足下の信用力」のない企業と「日常から密に対話し、企業価値の向上に努め」る活動とは、まさにリレバンそのものである。このように、金融庁の現状認識は、わが国のリレバンの機能不全が、一方における「優良」企業をめぐる過当競争と、他方における「日本型金融排除」を生んでいるというもので

8) 金融庁（2016）「平成 28 事務年度金融行政方針」20 頁。

9) 同上。

ある。金融庁は、こうした現状認識のもと、金融検査・監督のあり方を大きく転換しようとしている。

2. 検査・監督の方針転換の内容

上記のような金融庁の現状認識は、今回の方針転換をどのような方向へ導くだろうか。上述の「平成28事務年度金融行政方針」に掲げられた、新しい検査・監督の基本的な考え方や手法は次の通りである。

「① 形式から実質へ 規制の形式的な遵守（ミニマム・スタンダード）のチェックより、実質的に良質な金融サービスの提供（ベスト・プラクティス）に重点を置いたモニタリングが重要ではないか。

② 過去から将来へ 過去の一時点の健全性の確認より、将来に向けたビジネスモデルの持続可能性等に重点を置いたモニタリングが重要ではないか。

③ 部分から全体へ 特定の個別問題への対応に集中するより、真に重要な問題への対応ができていないか等に重点を置いたモニタリングが重要ではないか¹⁰⁾。

ここには、上述した既存の検査・監督の3つの「弊害」を克服するという目的が反映されている。3つの「弊害」は、いずれも財務の健全性の検査に関係しているが、この点について、2016年11月に行われた「金融モニタリング有識者会議」第4回会合の資料にはより具体的な記

述がある。すなわち、従来の検査は個別資産査定が中心であったため、「金融機関の融資判断を、検査官に説明しにくい事業性よりも担保・保証等中心に偏らせる影響が生じかねないのではないか」という問題が提起されている。これはまさに検査によるリレバンの阻害を意味している。また、それを受けて、「原則、金融機関の自己査定を尊重」「取引先の財務だけではなく事業を評価しているか議論」という、検査の新しいあり方が示されている¹¹⁾。

ここで、既存の検査がなぜリレバンを阻害するのかを少し詳しく見ていきたい。金融検査マニュアルは、次のようなメカニズムを通じて、金融機関の与信判断・融資実行に大きな影響を与える。周知のように、1999年以降、金融機関における保有資産の自己査定は、金融検査マニュアルに基づいて行われるようになった。金融検査マニュアルという検査の基準が一般に公開されるようになったため、金融機関もその基準に沿って自己査定を行うようになったのである。

金融機関の自己査定の際には、まず、貸出先の格付けが行われる。これは「債務者区分」と呼ばれる。財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を判定し、債務者を「正常先」、「要注意先」（要注意先の中には「要管理先」という小区分がある）、「破綻懸念先」、「実質破綻先」、「破綻先」の5段階に区分するのである。次に、資金用途等の内容を検討し、担保や保証等の状況を勘案の上、全ての貸出債権を四段階（Ⅰ～Ⅳ）に分類する（＝「債権分類」）。最後に、この債務者区分と債権分類に基づいて引当・償

10) 同上、4頁。

11) 金融庁（2016）「第4回金融モニタリング有識者会議資料」2頁。

図2 金融検査マニュアルにおける債務者区分、債権分類および償却・引当の考え方

債務者区分	担保等分類	一般担保		担保・保証なし	償却・引当の考え方	
		優良担保 優良保証	処分・回収可能 見込額			評価額と 処分・回収可能 見込額の差額
破綻先	I		II	III	IV	・原則として個別債務者毎に、Ⅲ・Ⅳ分類とされた債権額全額を、貸倒引当金として計上、または直接償却。
実質破綻先	I		II	III	IV	
破綻懸念先	I		II	III	III	・原則として個別債務者毎に、今後一定期間（通常3年間）の予想損失額を、貸倒引当金として計上。
要管理先	I		II	II	II	・少なくとも債務者区分毎に、今後一定期間（通常3年間）の予想損失額を、貸倒引当金として計上。 ・大口債務者については、DCF法の適用を推奨。
要注意先	I		II	II	II	・少なくとも債務者区分毎に、今後一定期間（通常1年間）の予想損失額を、貸倒引当金として計上。
正常先	I		I	I	I	

出所：「第5回金融モニタリング有識者会議 参考資料」、6頁。

注：Ⅰ～Ⅳは債権分類を示す。分類内容は以下のとおり。

Ⅰ（第1分類）：正常債権、Ⅱ（第2分類）：回収に注意を要する債権、Ⅲ（第3分類）：回収に重大な懸念のある債権、Ⅳ（第4分類）：回収不能債権

却が行われる（図2を参照）。

こうした自己査定のあるり方は、与信判断・融資実行における基準にも大きな影響を及ぼした。すなわち、検査官に説明しにくい事業性などの定性情報よりも財務指標に基づく格付け重視のシステムの定着を促進した。そのことが、マニュアルの基準に合わない多くの中小企業への「貸し渋り・貸しはがし」の要因となったことは、今では周知の事実であり、多くの専門家が認めていることである。

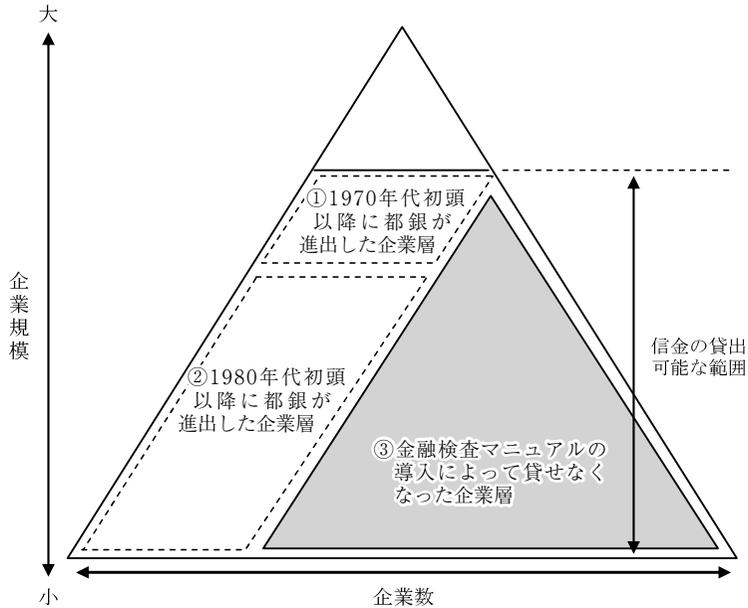
つまり、金融庁は、1999年に金融検査マニュアルが導入されて以降、財務の健全性の検査の

基礎となった、個別の債務者の格付けを重視した検査が、金融機関のリレバンを阻害しているという問題を正面から見据え、いよいよそこにメスを入れようとしている¹²⁾。同会議第1回会合の議事要旨によれば、金融検査マニュアルが一定の機能を果たしてきたという前置きを置きながら、次のような、マニュアルの刷新、あるいは廃止にまで踏み込んだ議論が行われている。

「金融検査マニュアルをどう使っていくのか、あるいは卒業するのであればどう卒業するのかしっかりと整理することが必要。評定

12) この有識者会議において、金融検査マニュアルの「刷新」に向けた議論が行われることは、新聞各紙の報道で知られていた（『読売新聞』2016年7月22日付、『日経新聞』2016年8月2日付）。

図3 リレバンの対象となるべき企業層



出所：新井（2012a）136頁。

制度についても、一度整理する必要があるのではないか¹³⁾。

「金融検査マニュアルは、危機時の枠組み。その後、時代に合わせた修正はあるが、パッケージの対応には限界があり、平時に金融の活力を引き出すうえでは、新しい枠組みを作る必要があるのではないか¹⁴⁾。

3. 検査・監督の方針転換をどう評価するか

これまで述べてきたような、今回の検査・監督方針の転換を、これまで筆者が行ってきた研究の枠組みの中に位置づけると、その意義がよ

り明確に浮かび上がってくる。

筆者は以前、金融検査マニュアルの導入によって、大都市における信金のリレバンや中小企業向け融資にどのような影響が生じたかについて、1970年代初頭以降の経緯を念頭に置きながら次のような見解を示した（図3を参照）。

1970年代初頭に、低成長経済への移行に伴う大企業の資金需要の減退と、「金融効率化行政」（1970年～）以降の金融制度の段階的な自由化・弾力化を背景に、都銀による中小企業向け貸出が本格化する。しかし、この時に都銀が進出した中小企業とは、比較的規模の大きな「中堅」企業であった。これらの顧客層を都銀に奪

13) 「第1回金融モニタリング有識者会議議事要旨」（<http://www.fsa.go.jp/singi/monitoring/gijiyousi/20160824.html>、最終閲覧日は2016年12月15日）。因みに、評定制度とは、2007年4月に導入された金融検査評定制度を指す。金融検査マニュアルに則った検査を行った上で、その結果を4段階で評価し、検査の周期、範囲、深度を判断する材料とする制度である。

14) 同上。

われた信金は、小零細企業（および個人）との取引を強化するために、これらの顧客に適合的な渉外活動を展開するようになり、その結果リレバンを強化した¹⁵⁾。

1980年代に入ると、エクイティ・ファイナンスの隆盛により大企業の「銀行離れ」が加速した。また、それに対応する形で金融当局が推進した部分的な金融自由化は、大手銀行が中小企業向け貸出をいっそう推進する条件を作り出した。このような状況下で、都銀は1980年代初頭以降、貸出対象を小零細企業にまで拡大し、その結果この分野における信金との競争が激化した。1970年代における都銀の「中堅」企業への進出を受け、小零細企業との取引を強化していた信金は、これ以降、都銀によって経営基盤を本格的に侵食されるようになった¹⁶⁾。

その上で、1999年には金融検査マニュアルが導入されたことにより、信金はマニュアルの基準を満たす企業以外の企業に対する融資が極めて難しい状況に陥った。マニュアルの基準を満たす企業は、もともと基本的に財務指標に依拠して融資判断を行う都銀によるマスセールの融資との激しい価格競争にさらされている。このようにして、中小企業向け貸出市場の中に、資金過剰（あるいはオーババンキング）の分

野と、資金不足の分野とが並存することになった¹⁷⁾。この資金不足の分野こそ、本来のリレバンの対象であるが、マニュアルの導入とそれに伴う財務指標に基づく格付け重視のシステムの定着によって、その基準に満たない企業に対する定性的な情報に依拠した貸出が構造的に制約される。ここに、リレバンの機能不全の本質的な原因がある¹⁸⁾。

金融庁は、金融検査マニュアルの基準が与信判断に機械的に適用され、「貸し渋り・貸しはがし」につながっているという数多くの指摘を受け、『金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕』¹⁹⁾の作成（2002年6月）やその改訂などの対応を繰り返してきた。また、上述のように2007年以降は、検査・監督の基本的な考え方の見直しも始めた。

しかし、金融検査マニュアルと、その導入と前後して（あるいはその対応として）金融機関が導入した格付けシステムは、わが国の中小企業金融システムの中に深く定着し、個別金融機関や個々の職員によるリレバンの取組みを構造的に制約し続けることになる。金融モニタリング有識者会議とは別に、2015年12月に金融庁が設置した有識者会議である「金融仲介の改善に向けた検討会議」第1回会合の議事要旨には、

15) この時期の分析については新井（2011）を参照。

16) この時期の分析については新井（2012b）を参照。

17) 新井（2012a）。

18) もちろん、現在リレバンに生じている問題は、長期の不況、グローバル化などマクロ的な状況がもたらしている中小企業の経営難や、消費者ローンの比重増大、金融商品の多様化などによる渉外係の業務負担の増加が中小企業との親密な関係作りや定性的情報の取得のために割くことのできる時間を圧迫していることなど、多くの要因が関係していると考えられる。これらの問題は、金融検査マニュアルが仮に導入されていなかったとしても、リレバンにとってマイナスに作用したと考えられる。ここでは、これらの諸要因の作用は考慮に入れずに、1970年代以降中小企業向け貸出市場の競争が段階的に激化する中で、金融検査マニュアルが導入されたことが、リレバンに及ぼした影響を見るという形での限定的な考察であることを断っておきたい。

19) そこでは、特に深刻な問題を引き起こしていた「融資条件の変更」の基準が緩和された。すなわち、金融検査マニュアルでは深刻なリスク増大とみなされていた融資条件の変更が、複数の事例に基づいて評価されるようになった。

次のような発言が掲載されている。

「1990年代後半から2000年代前半にかけて銀行の業務効率化の一環としてシステム導入が進んだ。結果、担当者は取引先から決算書を受領しシステム部へ送付、融資評価をスコアリング化される仕組みが構築された。このシステムが、銀行員の考える力を低下させた。また、検査マニュアルに基づく金融検査もそれを後押しした。本来、金融機関の一番の役割は信用創造であり、取引先のキャッシュフローを生み出すための源泉が何にあるかということを考え、貢献していく必要がある」²⁰⁾。

「金融機関の経営がルールベースになったのは、不良債権の問題が大変だったからであり、金融検査マニュアルに基づいて融資したり回収したりというのが現状である。地域金融機関の場合は、メガバンクより人材の層が相対的に薄いため、失ったものを1、2年で取り戻せることはなく、5年、10年、15年かけて取り戻していくための持続性が重要である。金融行政も、ルールベースからプリンシプルベースへ持続的に転換をしていかなければならない」²¹⁾。

2003年以降における、金融庁主導の度重なるリレバン強化の取組みの多くが有名無実化してしまうのは、個々の金融機関の努力不足というミクロの要因よりもむしろ、こうした構造的制

約によるところが大きいのではないか。「金融モニタリング有識者会議」第1回会合でも、これまでリレバンが思うように成果を挙げられなかったことが、金融検査マニュアルとの関係で次のように論じられている。

「竹中大臣時代には、不良債権問題への対応だけでなくリレバンを打ち出した。リレバン自体は現在でも推進すべきと思うが、リレバンがなかなか期待どおりの形にならなかったのはなぜか、新しい行政ツールを開発するうえで検証しておく必要があるのではないか」²²⁾。

「自己査定基準の信用リスクの実態との乖離は、担保偏重や再生処理の遅れを生じさせている。引当ルールを信用リスクの実態に合わせ、将来キャッシュフローを織り込んだ経済価値を反映していけば、銀行は常に再生策をイメージすることとなり、新陳代謝の促進、生産性の向上にも寄与するのではないか」²³⁾。

「また、金融検査マニュアルは、いいこともたくさん書いてあるが細か過ぎるため、金融機関の創意工夫の余地を奪い、思考停止を招き、リスク管理のマニュアル化をもたらしている。新たなリスクは思ってもみないところから現れてくるので、これでは不測のリスクに対応できず、新たなリスクへの挑戦も難しい」²⁴⁾。

「顧客側から長年銀行を見てきたが、現場の

20) 「金融仲介の改善に向けた検討会議（第1回）議事要旨」（<http://www.fsa.go.jp/singi/kinyuchukai/siryou/20151221.html>、最終閲覧日は2016年12月15日）より。会議の開催日は2015年12月21日。

21) 同上。

22) 前掲「第1回金融モニタリング有識者会議議事要旨」より。

23) 同上。

24) 同上。

銀行員がマニュアル主義によりどんどんレベルダウンしている。金融機関は金融検査マニュアルに基づいて自行のマニュアルをつくっており、根本には金融検査マニュアルがある。営業の現場、融資の現場では、金融検査マニュアルの根本思想は完全に置き去りにされて、チェックリストだけが適用されている²⁵⁾。

以上のように、わが国のリレバンの機能不全が、一方における「優良」企業をめぐる過当競争と、他方における「日本型金融排除」を生んでいること、しかも、金融検査マニュアルが個々の金融機関におけるリレバンの取組みを構造的に制約している、ということが、いよいよ正面から問題にされるようになってきている。そのことが、今回の検査・監督方針の抜本的見直しの議論が持つ画期的な意義ではないだろうか²⁶⁾。

おわりに

筆者は以前から、リレバンの機能不全を根本的に改善するためには、信金など中小企業金融専門機関が、定性的な情報に依拠した融資を行うことができるよう、検査・監督のあり方を抜本的に転換することが必要であると述べてきた。金融検査マニュアルが徐々に改訂され、その運用が緩和されてきた事実、および今回ついにその抜本的な見直しに取り組まざるをえなくなったという事実は、中小企業、とりわけ小零細企業への貸

出は定性的な情報に依拠せざるをえないという「現場」の実態に合わせて金融検査・監督の方針を構築していかなければ上手くいかないということを物語っている。

しかし、借り手企業の財務指標を基準にリスク管理を行う監督方針に代わって、中小企業金融専門機関のリスクをどのような基準で管理するのが良いのであろうか。議事要旨が現時点で未公開なので詳細は不明だが、「金融モニタリング有識者会議」第5回会合（2016年12月12日）の資料の冒頭には、「金融検査マニュアル・監督指針等をどのように取り扱うべきかについてご議論いただきたい」とある²⁷⁾。今後の議論の行方が注目される場所である。

信金など協同組織金融機関について言えば、筆者は、そのことを考える上で、地域における相互扶助という経営理念を持つ協同組織金融機関であるが故に課せられた、営業地域の制限、取引先の制限、貸出金額の制限、非会員への貸出総額の制限などの諸制限に鍵があると考えられる。このような諸制限の下で、定性的情報を活用し顧客の実態を踏まえた上での多数、小口の融資に徹し続けることが、あるいは借り手の定性的情報の取得や「目利き」の養成を個々の金融機関の独自性と自主性を尊重する形で金融庁が促していくことが、本来のリレバン強化策であると同時に最良のリスク管理ではないだろうか。

25) 同上。

26) 見直しの方向性について一定の評価ができるとしても、それが融資の「現場」の実態に合ったものとして実現するかどうかは今後の展開を待たねばならない。『日経新聞』（2016年3月7日付）によれば、地銀の多くは金融庁の「朝令暮改」に戸惑っており、また手のひらを返すのではないかという疑念を抱いている。

27) 金融庁（2016）「第5回金融モニタリング有識者会議資料」1頁。

<参考文献>

新井大輔(2011)「1970年代における都銀と信金の競争激化とリレーシヨシップバンキング」『商學論纂』(中央大学商学研究会) 第52巻, 第5・6号, 383-417頁

——(2012a)「中小企業金融におけるリレーシヨシップバンキングの歴史的展開」(博士論文)

——(2012b)「1980年代における中小企業向け貸出とリレーシヨシップバンキング」『商學論纂』(中央大学商学研究会) 第54巻, 第3・4号, 619-659頁

金融審議會(2003)「リレーシヨシップバンキングの機能強化に向けて」

金融庁(2013)「平成25事務年度金融モニタリング基本方針」

——(2014)「平成26事務年度金融モニタリング基本方針(監督・検査基本方針)」

——(2016)「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」

——(2016)「金融モニタリング有識者会議第1回会合 森金融庁長官による問題提起」

——(2016)「第1回金融モニタリング有識者会議資料」

——(2016)「第4回金融モニタリング有識者会議資料」

——(2016)「第5回金融モニタリング有識者会議資料」

——(2016)「第5回金融モニタリング有識者会議 参考資料」

——(2016)「平成27事務年度 金融レポート」

——(2016)「平成28事務年度 金融行政方針」

中小企業庁編(2016)『中小企業白書』(2016年版)

藤井一裁(2016)「中小企業金融の円滑化に向け

た金融行政の取組 — 『地域密着型金融』から『事業性評価に基づく融資』まで— 『立法と調査』 No.380, 69-83頁